

溝口報告に対するコメント

小 倉 真

溝口氏の報告は多角的な観点から、農業・農村の変革期を整理しようとしたものであり、多くの文献サーベイに基づいて変革(期)論の基本的視点を提起したといえる。報告内容は変革(期)の認識論、変革の検証指標としての土地制度、農業技術、土地利用、農業経営などの歴史的整理、変革(期)の検証単位としての空間レベル(地域)、変革をもたらす要因など多岐にわたっている。以下、溝口氏の報告内容を筆者なりに要約し、そのいくつかの点について所見を述べたい。

I. 変革期のとらえ方について

まず、溝口氏は変革期のとらえ方について述べている。通常よく使用される時代区分、例えば政権の特徴(鎌倉、室町、江戸など)や文化的(弥生、古墳、飛鳥など)、社会制度史的(封建制、資本主義制など)、民族史的なものとは違う視点で変革期をとらえることを主張した。つまり、これらの諸側面を総括的にみたと、各要素の変化を連続的な「波」としてとらえ、各波長が大きく重なる部分を変革期とするというものである。いわば波の共振現象が大きい時期をさすものと考えられる。

変化の波には山と谷の部分があるが、溝口氏は社会の激変期=変革期を谷とすれば、体制的安定期は山の部分であり、この安定期には、人口急増、耕地拡大、生産力増大など変革をもたらす力が生みだされてくる。したがって、政治的・体制的な「上からの変革」の谷の部分と同時に、そのような変革を醸成する「下からの必要に応じて生じた変革」の山の部分との両者を

変革期ととらえたいと述べている。少なくとも農業・農村においては体制的変革期は、むしろ混乱と生産停滞の時期であり、政治的安定期にこそ農業技術革新や生産の拡大が実現されてきたことを指摘した。そして変化の波の谷から山(または山から谷)に至る比較的長い期間を「変革期」と認めるとした。

変革期のとらえ方については、溝口氏の先に報告された足利氏が、時代の変換点または画期を変革期とする、いわば断絶論的視点を示したのに対して、溝口氏は連続変化論的視点を提起しており、「変革のとらえ方」について議論を深める必要があると考えられる。私見としては、「変革」とは変わりあらたまることであり、変化の量的大きさとは異なっているように考える。変化または変動の内容が問われるのであり、前時代を機能させたシステムとは異なるものを構築するための原動力となった事象を「変革」といい、その現象期間を「変革期」というと考える。溝口氏はこの事象を、諸要素の変化・変動の総体としてとらえようとしていると考えられる。

変革期の画定について、溝口氏が、いわゆる上からの体制的変動だけでなく、下からの変革力、いわば被支配層の生産力などを通じた変動圧力に注目すべきであると指摘している点は極めて重要である。変革を生起させるに至る体制的矛盾は、基礎構造である生産力の進展の中で形成されると考えるならば、生産関係を中心とする社会構造の変化に変革の基本要因を求めることができるのではないか。

II. 農業・農村の変革期

つぎに、溝口氏は、農業・農村における変革期を諸側面に分けて整理した。その一つは土地制度である。これを体制的な上からの変革としてとらえ、4期に分けている。

第1は、班田収授法制定による律令制度の確立である。国家が一元的に耕地の分配を行い統一的な土地制度を確立したことは、体制の大きな変革期といえると述べている。しかし、公田の不足や土地私有を最初から認めるなど不徹底な構造は体制矛盾を顕在化させることになった。さらに荘園制は地方における内部蓄積を大きくし、武士階級の出現をみた。古代から中世への移行期における北条政権は、その意味で封建制確立への変革期であったと述べている。

この点の解釈については異論はないが、封建制確立期における土地制度上の変化についての見解も合せて示してほしかった。封建以降の近世、近代、現代の各画期ともいえる時期と土地制度上の変革点がほぼ一致している。しかし中世への移行期にはそのような変革がなかったとするならば、下からの圧力としての荘園制の一般化が封建制確立後にどのように体制維持のために取り込まれ、変容したか興味ある問題といえる。

つぎに土地制度上の変革期として太閤検地をあげている。そしてその歴史的意義について後藤陽一氏の見解を示した後に、検地の評価をめぐる論争を紹介した。太閤検地は度量衡の規準化、石高制などの他に、いわゆる兵農分離を意図したものであり、小農農民の安定化はその後の農業生産に大きな影響を与えたといえる点では、まさに変革期にあたると思われる。これは江戸時代において、政権の安定化とも相まって、農地の拡大、農業生産や農業技術の進展などをみたことにつながったともいえる。

江戸時代の農業生産については溝口氏も指摘しているように、大きな変化がみられた。体制の安定期にこそ農業・農村の変革期があるとするれば、この時代の諸現象を詳細に整理する必要

がある。例えば、江戸時代の新田開発は3期の隆盛期があったと指摘されている。各期ごとに地域や地形的場所の特徴がみられ、農業生産拡大の一つの画期となっていると考えられる。一方、新田開発は幕政改革とも密接に関連しており、耕地拡大による生産力の増大は体制矛盾を糊塗する手段に使われたが、開発可能地の減少は体制崩壊へ導いたともいえる。つまり、安定期の変化・変容を中心に変革期を画定するのか、それがつぎの変革(期)への誘因または要因となったとみるか、議論すべき点である。

土地制度上の第3の変革期として、溝口氏は地租改正をあげている。所有権の保障とともに税収源の確保をはかった地租改正は、原蓄積期の資本主義にとって重要な改革であったといえる。しかし、農民の租税負担は江戸時代と大差なく、また寄生地主階層による農村支配強化の状況は、農村にとって封建体制と隔絶する変革期となったといえるか疑問な点もある。

第4は、第二次世界大戦後の農地改革である。農地改革は敗戦によってもたらされたものであるが、その以前に1926年の自作農創設維持事業や1938年の農地調整法などの施策が展開されており、いわば体制的必然という側面もみられる。いわゆる第二次農地改革によって約193万町歩の農地が解放され、小作地に対する解放割合は約8割に達し、約475万戸の農家が農地の売渡しを受けた。まさに農家・農村にとって、変革期を迎えたといえる。大量に創出された小規模経営農家においては、戦後の混乱期後に多少の内部蓄積も可能にしたことが生産力の拡大につながった。しかし、工業部門との比較生産性が乖離化する状況を通して大量の農業労働力の流出を促進させ、自立経営農家の存在が危ぶまれる状況に至った。この一因には農地改革の内容があることも銘記しなければならない。

溝口氏はつぎに農業技術の側面における革新がいつ行われたかを、古島敏雄氏などの所説に基づいて検討した。鉄器、犁、穂首刈・根刈の問題、施肥方法と肥料、牛馬耕の展開など極めて多岐にわたって言及している。この中で農具

などの改善が農業生産力の拡大に大きな影響を与え、農業の変革をもたらしたことを強調した。

さらに土地利用における変革期について述べ、利用内容の革新とともに、耕地の拡大過程による変革期区分を提起した。それによると、①紀元前後（弥生時代）の低湿地への進出、水田稲作、②8世紀（律令時代）の条里制耕地の開発、③10～13世紀（大開墾時代）の荘園内荒地の畠地化、水田化、④17～18世紀（新田開発）のデルタ、洪積台地開発、⑤20世紀の大河川開発、山地・丘陵地域などの開発など5期に分けている。これは歴史地理学的視点からの変革期区分として主要な指標になり得ると考える。

つぎに、社会構成要素または空間レベルでの変革期について報告した。溝口氏は5段階に分け、①農民（身分など）、②家（家制度）、③村落（村落形態、組織）、④共同体（水利、入会など）、⑤地域、の各レベルにおける変革期を検証すべきであると述べた。とくに⑤地域では、地域スケールや地域間の連関方法の問題によって変革期画定に相違が生じる。したがって、地域構造の階層性などを考慮すべきであることを強調した。

最後に農業・農村の変革をもたらす要因として、自然環境、政治・制度、経済・技術、交通、情報の5点をあげ、これら諸要因の変化が変革の基礎条件になることを強調した。さらに、溝口氏のフィールドワークである甲州西野村を事例として、近世農村における変革期を具体的に例示した。

Ⅲ. 「変革期」についての研究課題

以上が報告の概要であったと思う。これをふ

まえて若干のコメントをするならば、第1は大きな問題であり、今回のシンポジウムの基本的課題に関連することであるが、「変革期」へのアプローチ方法として、歴史地理学的特色を何に求めるかということである。例えば、体制的変革や下からの変革も、結局は土地利用空間に反映されると大胆に考えるならば、土地利用の面的・内容的転換点（耕地の拡大、水利構造の変化など）を区分指標にして、各側面はこれとの関連で説明できるかもしれない。もちろん、その場合、隣接諸科学が変革期と概ね認めている内容と大きな隔たりがないことが条件になると考える。

第2は、変革のレベルについてである。溝口氏が紹介されたトフラーやブローデルなどのいわゆる文明史レベルの変革か、それとも社会構成史レベル、政権の変動レベルなどの変革かによってその内容に相違がでると考える。議論の前提として共通認識を持つ必要があると思う。

第3は、変革の期間の問題である。溝口氏は変革の波の山と谷の両方を視野に入れ、諸側面の波の重なる期間を変革期とすると述べている。また、変革期はかなり長期にわたって認められるとしている。しかし、諸事象の具体的現象形態には時間的ずれがあり、これを長期にわたる変動期とするか、変革期と認めるかの実際的な峻別は困難であるように思われる。

コメントは以上であるが、溝口氏の多角的でぼう大な報告に対して、十分なコメントができなかったこと、また、溝口氏の意図を誤解や曲解している部分も多々あると思われる点はお許し願いたい。

（日本大学法学部）